

市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和4年 月 日付けで締結した令和4年度岡山市ひとり親家庭就労支援講習会業務委託（以下「本契約」という。）に基づいて取扱う、市の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって市民の基本的人権を擁護するため、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（受託者の責務）

第1条 乙及び本契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、保有個人情報に関して条例第18条に定める「受託者の責務」を負う。

2 乙は、保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じなければならない。

（責任者の指定）

第2条 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は次に掲げる者とする。

職 名	氏 名

3 責任者は、保有個人情報が適正に取扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（研修・教育の実施）

第3条 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。

（個人情報の守秘義務）

第4条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、本契約において再委託が認められており、かつ、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面により申請し、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 本契約の名称
- (2) 再委託先名（住所、商号又は名称及び代表者職氏名）
- (3) 再委託する理由
- (4) 再委託契約の内容（契約年月日、履行場所及び委託期間）
- (5) 再委託して処理する内容
- (6) 再委託先が取り扱う個人情報

2 前項の書面には、乙と再委託先との間で本覚書に準じて締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付しなければならない。

（不正利用等の禁止）

第6条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしてはならない。

（外部提供の禁止）

第7条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を、乙の他の従事者（担当以外の者）及び部外者に提供してはならない。

(収集の禁止)

第8条 乙及び乙の従事者は、本契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(記録の搬送等)

第10条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全・確実に行わなければならない。

(保有個人情報の返却)

第11条 乙は、保有個人情報を乙において保管する必要がなくなったときは、速やかに甲に返却するか、若しくは甲の立会いのもとに廃棄又は消去しなければならない。

(事故の報告)

第12条 乙は、保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(罰則等の周知)

第13条 乙は、保有個人情報を不正に取扱った場合の罰則適用（条例第24条、第24条の2及び第25条）について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(その他)

第14条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

令和4年 月 日

委託者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森雅夫 印

受託者 乙

(市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書第5条第1項に規定する書面)

年 月 日

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請書

岡 山 市 長 様

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付けで岡山市と受託者との間で締結した委託業務について、個人情報の取扱の(全部・一部)を下記のとおり再委託したいので申請します。

記

1 本契約の名称		
2 再委託先名	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
3 再委託する理由		
4 再委託契約の内容	契約年月日	
	履 行 場 所	
	委 託 期 間	
5 再委託して処理する内容		
6 再委託先が取り扱う個人情報	特定個人情報等の取扱いの有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	

※ 再委託先と締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付すること。

※ 特定個人情報の取扱いを含む再委託の場合には、本申請書とは別に、「市の保有する特定個人情報等の取扱委託の再委託承諾申請書」を提出すること。

(市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請に対する承認通知書)

第 号
年 月 日

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認通知書

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

岡山市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった 業務における岡山市の保有する個人情報の取扱いの（全部・一部）を再委託することについて、承認したので通知します。

なお、再委託先と「個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結した際には、その写しを提出してください。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 公文書 岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (3) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員(本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。
- (8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(受託者の責務)

第18条 実施機関から保有個人情報の取扱いの委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、その業務の取扱いに当たって、漏えいの防止その他保有個人情報の保護に関して実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の取扱いを委託しようとするときは、当該受託者に対し、保有個人情報の保護を図るため、当該取扱業務に係る保有個人情報の適切な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

3 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用し、又は正当な理由がないのに遺棄してはならない。

(派遣労働者の責務)

第18条の2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条に定める労働者派遣契約に基づき一定の役務を提供することを目的として実施機関へ派遣された者(以下「派遣労働者」という。)は、その役務の提供に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用し、又は正当な理由がないのに遺棄してはならない。派遣労働者でなくなった後においても同様とする。

(罰則)

第24条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第18条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第18条の2の派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が、正当な理由がないのに、第2条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条の2 前条に規定する者が、重大な過失により、個人の秘密が記載された第2条第8号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、10万円以下の罰金に処する。

第25条 第24条に規定する者が、その業務又は役務の提供に関して知り得た保有個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、盗用し、又は遺棄したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

